

障がい児者福祉施設等への応援職員派遣支援事業スキーム

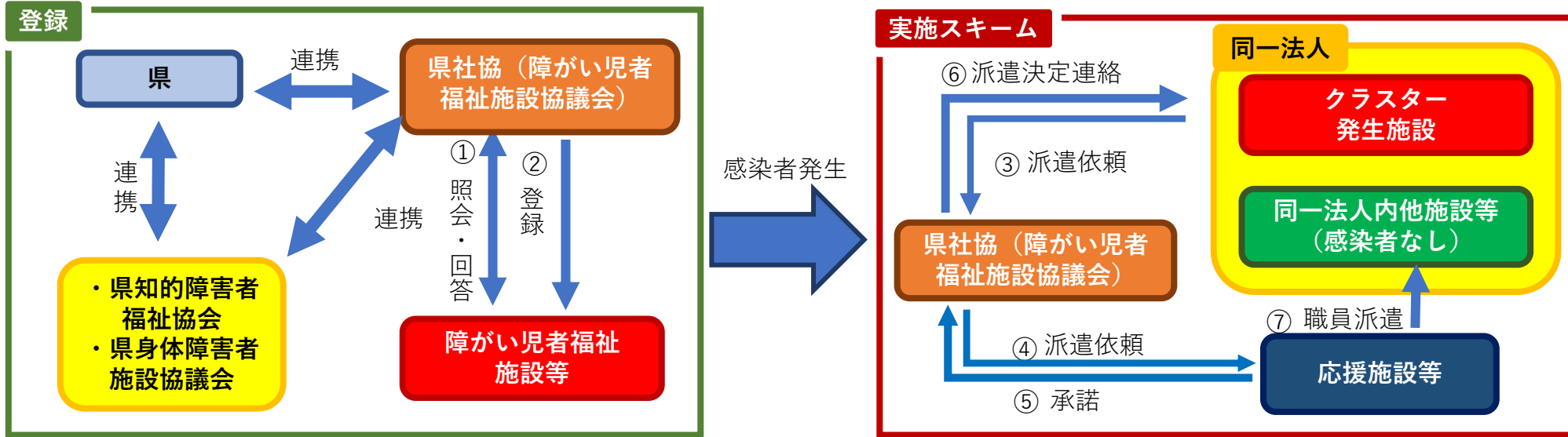
『別紙2』
R2.6.1

【事業の目的】 県内の障がい児者福祉施設等のうち入所施設等において、新型コロナウイルス感染症によるクラスター等が発生し、職員が不足する事態となった場合、感染拡大の防止に十分留意した上で、応援職員の派遣システムを構築する。

※応援可能な施設等（法人）の事前登録

※本事業の実施(派遣制度)により感染者を発生させてはならないことから、感染症発生施設への直接派遣は実施しない。

※派遣先施設は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、グループホーム、通所系障害福祉サービス事業所とする。



事業実施方法

①、② 応援施設等の登録

- ・ 県社協（障がい児者福祉施設協議会）は、新型コロナウイルス感染症が発生した場合、迅速に対応できるよう、県内の障がい児者福祉施設等に照会し、応援職員の派遣が可能な施設等（法人）を事前に登録する。

③、④、⑤、⑥、⑦ 派遣実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症によるクラスター等が発生し、法人内で職員の応援等により職員が不足することとなった他の施設（感染が発生していない施設）に対して派遣を希望する場合、当該法人は県社協に対して応援職員の派遣を依頼する。
- ・ 県社協は、登録応援施設等に対し、職員の派遣依頼を行う。応援施設等から派遣の了承が得られた場合、感染発生施設以外の施設に対して、応援職員を派遣する。派遣期間は、最大2週間（14日間）とする。
- ・ 応援職員を受け入れる施設等（法人）は、応援職員の従事する業務内容を定め、応援職員に示す。（感染リスクの排除）
- ・ 県社協は、応援職員の派遣経費のうち、交通費、宿泊費を補助する。
- ・ 派遣先施設は応援職員に対して、マスクや手袋などの衛生用品やユニフォーム等を支給又は貸与する。

障がい児者福祉施設等への応援職員派遣支援事業イメージ

○同一法人内他施設等への応援

